

社会福祉法人つぼみの会 障害者支援施設つかわき

重要事項説明書

【令和5年7月1日適用】

本重要事項説明書は、社会福祉法人つぼみの会障害者支援施設つかわき（以下「施設」という。）と施設障害福祉サービス又は短期入所（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用契約を締結される利用者様及び保護者・ご家族の皆様に対して、社会福祉法第76条及び施設運営規程（以下「運営規程」という。）第8条の規定に基づき、当施設の概要や提供する障害福祉サービス等の種類と内容及び利用料並びに契約に当たって留意していただきたいこと等について、運営規程や預り金管理規程等説明させていただくものです。

※当施設での施設障害福祉サービスは、生活介護と施設入所支援と短期入所を提供しません。

※当施設での障害福祉サービス等の利用は、原則として障害福祉サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

1. 障害福祉サービス等を提供する事業所

名称	社会福祉法人つぼみの会
所在地	鹿児島県霧島市国分上之段2287番地1
電話番号	0995(48)2776
代表者	理事長 北郷利美

2. 施設の名称及び所在地

施設の種類 及び 施設の名称	障害者支援施設つかわき 指定年月日 平成24年1月1日 鹿児島県指定 4611900558
所在地	鹿児島県霧島市国分上之段2287番地1
電話番号	0995(48)2776
管理者	施設長 福永政和
開設年月日	平成2年4月1日
利用定員	生活介護50人 施設入所支援50人 短期入所4人

3. 施設・設備の概要

(1) 居室の概要

居室の種類	室数	備考
2人部屋	32	男性8部屋／女性8部屋
4人部屋	20	男性5部屋
計	52	

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1	
医務室	1	
静養室	2	男性 1 女性 1
相談室	1	
多目的室	1	
図書室	1	
訓練・作業室	2	
歯磨指導室	1	
短期入所居室	1	4人部屋
理髪室	1	男性 1 女性 1
浴室	2	男性浴室 1 女性浴室 1
シャワー室	1	
洗濯・リネン室	1	
トイレ	6	男性 3 箇所 女性 3 箇所
作業棟	5	農園芸作業棟 訓練ホーム パン工房 木工室 陶芸室
運動場	1	

※当施設では、上記の施設・設備を利用することが出来ます。これらは、厚生労働省が定める基準により指定障害者支援施設に設置が義務づけられている施設・設備を含みません。

これらの利用については、利用者様に特別のご負担をいただくことはありません。

4. 施設の運営等について（別添「運営規程」を参照下さい。）

(1) 運営方針について

施設の運営方針は、規程第 2 条に規定のとおりです。

なお、第 6 項に規定してあります「個別支援計画」の作成は、サービス管理責任者が責任をもって行います。

(2) 従業者等について

従業者の種類及び員数並びに従業者の職務内容は、規程第 6 条及び第 7 条に規定のとおりです。

なお、各職種の勤務体制は次のとおりです。

職種	勤務体制
管理者	常勤 8：30～17：30
サービス管理責任者	常勤 8：30～17：30
事務員	常勤 8：30～17：30
看護師	常勤 8：30～17：30

生活支援員	常勤 早出 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅出 10:00～19:00 夜勤 17:00～翌日10:00
嘱託医	非常勤 毎月1回

(3) サービス等利用開始と利用終了等について

サービス利用開始とサービス利用終了については、規程第8条及び11条に規定のとおりです。

(4) 利用者様に対する支援について

障害福祉サービス等の種類及び内容並びに営業日等については、規程第20条及び第21条に規定のとおりです。

また、緊急時及び入院期間中並びに事故発生時の対応等については、規程第30条から第32条に規定のとおりです。

なお、生活介護等の具体的な支援サービス内容は次のとおりです。

項目	内容
入浴	利用者様の心身の状況に応じ、適切な方法により入浴支援を行うとともに入浴の自立について必要な支援を行います。
排泄	利用者様の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄支援を行うとともに排泄の自立について必要な支援を行います。
食事	外部委託による食事提供を行い、利用者様の心身の状況に応じ、適切な方法により食事支援を行うとともに食事の自立について必要な支援を行います。
整容（歯磨・洗顔含む）	利用者様の心身の状況に応じ、適切な方法により整容支援を行うとともに整容の自立について必要な支援を行います。
相談及び援助	利用者様及び保護者・ご家族の皆様に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
健康管理	常に利用者様の健康の状況に注意するとともに健康保持のため、嘱託医による月1回の診察日を設けて健康管理に努めるほか、普段は看護師が利用者様の疾病予防、健康管理の業務を行います。 また、年2回以上定期的に健康診断を行うほか、利用者様の病状の急変等に備えるため協力医療機関・歯科医療機関を定めます。 【嘱託医】氏名 叶 昭人（かのう医院） 診察科 内科 診察日 原則毎月第1木曜日 【協力医療機関】かのう医院 宮内ひふ科クリニック 【協力歯科医療機関】有村歯科クリニック
通院・治療	嘱託医の診療科以外の治療で専門の治療が必要と判断される場合は、嘱託医より最寄りの協力医療機関を受診し、通院・治療を行います。 専門科での受診が必要と判断され、受診が継続的になる場合や、遠方での受診等については、保護者・ご家族の皆様への対応をお願いすることがあります。（なお、付添が必要な場合、付添料が必要なときがあります。）

	かかりつけ医がある場合は、保護者・ご家族の皆様のご意向も踏まえ、その医師に連絡をさせて頂く場合があります。緊急時は速やかに保護者・ご家族の皆様にご連絡します。
服薬支援	医師の指導のもとに服薬支援を行います。

日中活動・余暇活動等支援サービスの内容は次のとおりです。

日中活動支援	<p>主として日中において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び援助その他必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。</p> <p>基本的には、利用者様の年齢や心身の状況を勘案しながら次の5つの班に分かれて日中活動を支援にします。</p> <p>①なでしこ班 主として高齢・病弱等により体力が減退している利用者様を中心にリハビリ・レクリエーション活動や学習活動を行います。</p> <p>②ひまわり班 主として自閉症利用者様を中心に健康維持活動や機能訓練活動を行います。</p> <p>③たいよう班 主として稼働年齢層を中心に園芸活動等を行います。</p> <p>④こすもす班 主として稼働年齢層を中心にパン生産活動を行います。</p> <p>⑤さくらんぼ班 主として細かい作業の出来る利用者様を中心に生産活動で出来たパンのシール貼りやビーズ製品等手工芸作業を行います。</p> <p>⑥陶芸班 主として稼働年齢層を中心に陶芸品の生産活動を行います。</p>
余暇活動支援	当施設では必要な教養娯楽設備を整え、設備等の活用による余暇活動や利用者様の要望に応じたクラブ活動などを実施し、余暇の充実を目指した支援を行います。
社会活動支援	社会参加や生活習慣の確立を目指して、定期的な外出や文化的活動への参加、地域の方々との交流などの支援を行います。

(5) 利用者様の負担（サービス等利用料金）について

お支払い頂く利用料は以下のとおりです。

- ①介護給付費の対象となるサービス料金
- ②介護給付費の対象外となるサービス利用料金を利用者様に負担して頂きます。

ア) 介護給付費の対象外となるサービス内容と料金

<p>食費</p>	<p>外部委託の食事提供に係る費用としていただきます。 なお、食事提供に当たっては栄養バランスと利用者様の身体状況及び嗜好に配慮し、適切な時間に食事を提供します。</p> <p>また、利用者様の年齢及び障害の特性に応じた栄養量及び内容の食事を提供します。</p> <p>【食事時間】 朝食 8:00～8:45 昼食 12:00～12:45 夕食 18:00～18:45</p> <p>【食費】 ①施設入所支援 日額1,475円 ②生活介護 昼食 570円 ③短期入所 朝食 380円 昼食 570円(おやつ代50円含む) 夕食 525円</p> <p>※食事提供体制加算がある方は食事代日額から加算額を除いた額</p> <p>【キャンセル料】 予め食事を提供することとなっていた日の前日までに食事のキャンセルの申し出が無かった場合はキャンセル料として施設入所支援及び短期入所においては日額の1,475円、生活介護においては昼食の570円をいただきます。</p>
<p>光熱水費</p>	<p>日常生活に必要とされる費用としていただきます。</p> <p>【施設入所支援(生活介護併用)】 日額300円 【生活介護(通所単独)】 日額100円 【短期入所】 日額100円</p>
<p>利用者様の嗜好により日常生活上必要となる諸費用</p>	<p>日常生活品の購入代金等利用者様に負担していただくことが適当であるものに係る実費をいただきます。</p> <p>○日用品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費</p>
<p>預り金管理サービス</p>	<p>利用者様又は保護者・ご家族の皆様のご希望により保管依頼を受けた現金や預金通帳、年金証書等の管理と福祉サービス利用料等支払等の管理事務費用としていただきます。</p> <p>【お預かりするもの】 預貯金通帳 金融機関届出印 年金証書</p> <p>【保管管理者】 施設長 【管理方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出入金については責任をもって行い、記録を作成します。 2. 利用者様ごとに金銭出納帳を作成し、毎月利用者様に報告します。保護者・ご家族の皆様に対しても年4回は書面により報告します。 3. 利用者様はいつでも出入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。 <p>【預り金管理手数料】 日額50円</p>
<p>通信費</p>	<p>公衆電話を設置してありますのでご利用下さい。 郵便については事務所に預けていただければ投函します。</p>

公用車使用料	<p>私的理由により公用車を使用して送迎等を受ける場合は、燃料費実費分として総走行距離に1 kmあたり40円を乗じて得た額をいただきます。</p> <p>ただし、特別な場合と判断するものについては、個別に協議して決定します。</p> <p>※高速料金等は実費となります。</p>
--------	---

※医療費については医療保険の一部負担の割合に応じ個人負担実費となります。
また、自立支援医療に該当する利用者様は、所得に応じた公費負担制度が受けられます。
なお、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン、健康診断時の追加検査等については、別途実費をいただきます。

③その他

その他のサービスについては、事業者と利用者様及び保護者、ご家族の皆様との協議により決定します。

各サービスの利用料金については、運営規程第36条等に示してあります。

【施設利用負担金の支払方法について】

上記利用料金の支払は、1ヶ月毎に計算し、請求しますので、指定日までに以下の方法でお支払い下さい。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

支払方法は下記より選択して下さい。

ア) 事務所窓口での現金支払

イ) 口座振込

鹿児島銀行 国分支店 普通預金 口座番号1098746

社会福祉法人つぼみの会 理事長 北郷利美

ウ) 預り金からの引き落とし(口座振替)

(6) サービス等利用に当たっての留意事項について

サービス等利用に当たっての留意事項につきましては、運営規程第34条の規定のとおりですが、以下の点にもご留意下さい。

嘱託医以外の医療機関への受診	専門科での受診が必要と判断され受診が継続になる場合や遠方での受診については、保護者・ご家族での対応をお願いすることがあります。
居室・設備・器具利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者様の責任において管理していただきます。自己管理の出来ない利用者様については、預り金管理サービスをご利用下さい。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者様の思想・信仰は自由ですが、他の利用者様に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者とご相談下さい。

5. 個人情報保護や開示等について

事業者は、関係法令等に基づいて利用者様の記録や情報を適切に管理し、利用者様や保護者・ご家族の皆様のご求めに応じてその内容を開示します。

なお、運営規程には第44条に秘密保持等を規定してありますが「個人情報保護規程」は別添のとおりです。

サービス提供記録の保管	運営規程に定める期間（当該サービス提供後5年間）
サービス提供記録の閲覧や複写物の交付	土曜日・日曜日・祝日を除く毎日9時から17時まで

6. 相談苦情の受付等について

事業者は、利用者様や保護者・ご家族の皆様等からの当施設に対する相談や苦情について下記のとおり苦情受付担当者や第三者委員等を置き解決いたします。

なお、運営規程には第47条に苦情解決規定してありますが「相談苦情解決制度規程」は別添のとおりです。

苦情受付担当者	相談支援専門員 若松 将伍 電話番号 0995(48)2776 また、施設玄関及びホールに「意見箱」が設置してありますのでご利用下さい。
苦情解決責任者	施設長 福永政和
第三者委員	①花峯 哲則（塚脇小学校校長） 霧島市国分上之段2284番地 TEL 0995-48-2211 ②岩崎健一（塚脇地区公民館長） 霧島市国分上之段2229-31 TEL 0995-48-2281 ③岩元和明（塚脇地区民生委員） 霧島市国分上之段2407番地 TEL 0995-48-2531
鹿児島市役所 障害福祉課	鹿児島県鹿児島市山下町11-1 TEL 099-216-1304
鹿屋市役所 福祉政策課	鹿児島県鹿屋市共栄町20-1 TEL 0994-43-2111
垂水市役所 福祉課	鹿児島県垂水市上町114 TEL 0994-32-1111
薩摩川内市役所 障害・社会福祉課	鹿児島県薩摩川内市神田町3-22 TEL 0996-23-5111
日置市役所 福祉課	鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100 TEL 099-273-2111
曾於市役所 福祉課	鹿児島県曾於市財部町南俣11275 TEL 0986-72-0936
霧島市役所 障害者グループ	霧島市国分中央3丁目45-1 TEL 0995-45-5111
いちき串木野市役所 福祉課	鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1 TEL 0996-33-5619

志布志市役所 福祉課	鹿児島県志布志市有明町野井倉 1 7 5 6 Tel 0 9 9 - 4 7 4 - 1 1 1 1
始良市役所 長寿・障害福祉課	鹿児島県始良市宮島町 2 5 Tel 0 9 9 5 - 6 6 - 3 1 1 1
湧水町役場 福祉課	鹿児島県始良郡湧水町木場 2 2 2 Tel 0 9 9 5 - 7 4 - 3 1 1 1
喜界町役場 保健福祉課	鹿児島県大島郡喜界町大字湾 1 7 4 6 Tel 0 9 9 7 - 6 5 - 3 6 8 5
都城市役所 福祉課	宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号 Tel 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0
足立区福祉部 障がい福祉課	東京都足立区竹の塚 2 丁目 2 5 - 1 7 Tel 0 3 - 5 8 3 1 - 5 7 9 9
鹿児島県庁 障害福祉課施設支援係	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1 Tel 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 4 9
鹿児島県 運営適正化委員会	鹿児島市鴨池新町 1 - 7 鹿児島県社会福祉協議会内 Tel 0 9 9 - 2 8 6 - 2 2 0 0

7. 昼間実施サービス（生活介護）に係る通常の事業の実施地域について
 昼間実施サービス（生活介護）に係る通常の事業の実施地域は、運営規程第 5 条の規定のとおりです。
8. 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類について
 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、運営規程第 2 2 条の規定のとおりです。
9. 虐待の防止のための措置に関する事項について
 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程第 3 3 条のとおりです。
10. 非常災害等の対応について

事業者は、火災や震災及びその他の災害予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ります。

そのため、施設では従業者・利用者合同で定期的な避難・防災訓練を実施し、日頃から防火・防災意識の高揚に努めています。

なお、運営規程には第 3 8 条に非常災害対策を規定してあります。

防災設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知器あり <input type="checkbox"/> 誘導灯あり <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報機あり <input type="checkbox"/> 非常用電源あり <input type="checkbox"/> 非常通報装置あり <input type="checkbox"/> 防火扉なし <input type="checkbox"/> スプリンクラーあり <input type="checkbox"/> カーテンは防炎性のものを使用しています。
消防計画	消防署への届出は施設開所時及び消防計画変更時に随時行っています。 <input type="checkbox"/> 防火管理者 サービス管理責任者：隈元 大樹

11. 家族会について

家族の皆様会員相互の親睦協調を図り、利用者の皆様が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会で営むことができるよう物心両面にわたり支援し「社会福祉法人つぼみの会」の進展に寄与することを目的としています。

12. その他参考事項

主なかかりつけ医療機関は以下のとおりです。

○かのう医院 ○国分生協病院 ○ハートフル隼人病院 ○なかむらクリニック
○清水整形外科 ○鶴丸耳鼻咽喉科 ○国分脳神経外科 ○島田泌尿器科
○宮川歯科 ○高倉眼科

以上

私は本書面に基づいて「社会福祉法人つぼみの会 障害者支援施設つかわき」

従業者（職種：..... 氏名：.....）

から重要事項の説明を受け、障害福祉サービス等の提供に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所：.....

氏名：..... 印

家族 住所：.....

氏名：..... 印

続柄：.....

当事業所は、.....様に対する障害福祉サービス等の提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

鹿児島県霧島市国分上之段2287番地1
社会福祉法人 つぼみの会
障害者支援施設つかわき

説明者 職種：.....

氏名：..... 印